

# 指導・監査について

福祉総務課 指導監査係

- ・居宅介護支援
- ・介護予防支援

# 目次

## 1 指導と監査について

事業所に対する指導及び監査について、その根拠や主旨を記載しています。

## 2 令和5年度運営指導において指摘の多かった項目等について

令和5年度の運営指導において、指摘の多かった項目です。  
項目ごとに「改善が必要な事項」と、改善のための内容を記載しています。

## 3 運営上の留意事項について

経過措置の終了について記載しています。

# 1 指導と監査について

## 指導（運営指導・集団指導）

【介護保険法第23条など】※定期的に実施

- ・ 介護サービスの実施状況指導（主に利用者に対するサービスの質を確認、ケアマネジメント・プロセスに基づくサービスの適正性の確認、高齢者虐待及び不適切な身体的拘束の防止等）
- ・ 最低基準等運営体制指導（基準省令及び基準条例に規定する運営体制の確認・指導）
- ・ 報酬請求の指導
- ・ 制度管理の適正化指導 等

※運営指導において著しい問題を把握した場合、監査に切り替えることもありうる。

## 監査

【介護保険法第83条など】※必要に応じ実施

著しい基準違反・不正請求・不正の手段による指定・人格尊重義務違反がある(又はその疑いがある)場合等

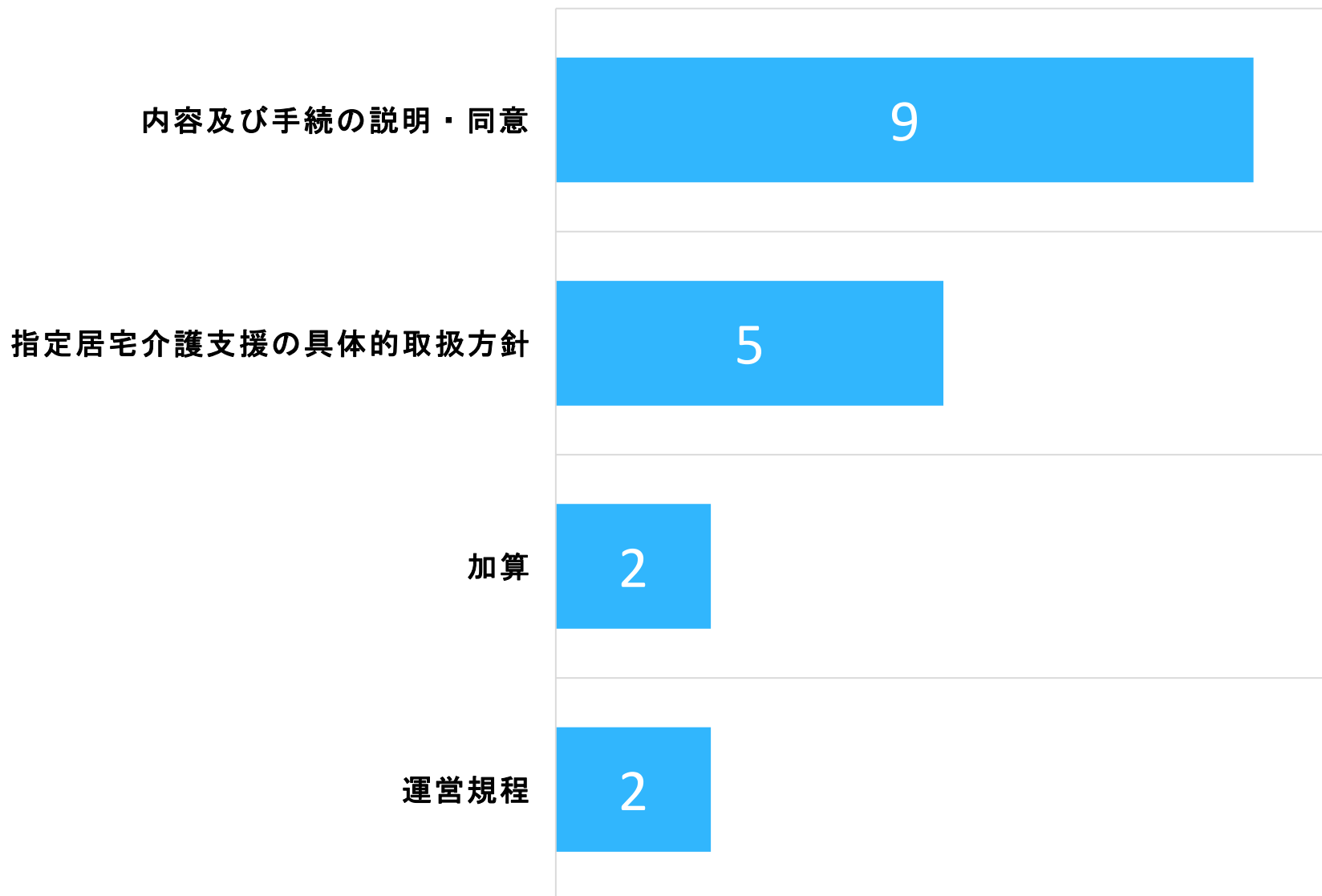
改善勧告

改善命令

指定の取消等

## 2 令和5年度運営指導において指摘が多かった項目等について

## 居宅介護支援事業所に対する主な指摘事項別件数



## 主な指摘事項 内容及び手続の説明・同意

### <改善が必要な事項>

重要事項説明書に記載された営業日等の内容が運営規程と異なる。



重要事項説明書は、運営規程の内容と整合するようにしてください。

### <改善が必要な事項>

重要事項説明書に秘密保持に関する事項の記載がない。



重要事項説明書に秘密保持に関する事項について記載してください。秘密保持に関する事項の他に「運営規程の概要」、「勤務の体制」、「事故発生時の対応」、「苦情処理の体制」等も併せて記載してください。

## 主な指摘事項

# 指定居宅介護支援の具体的取扱方針

### <改善が必要な事項>

利用者が医療系サービスの利用を希望する場合に、主治の医師等の意見を確認していない、またはその記録がない。



利用者が医療系サービスの利用を希望する場合は、利用者の同意を得て、主治の医師等の意見を確認し、その内容を記録に残してください。また、作成した居宅サービス計画を主治の医師等に交付してください。

### <改善が必要な事項>

居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合に、居宅サービス計画にその必要性が記載されていない。



必要性を検討した過程も別途記録する必要があることから、サービス担当者会議を開催し検討したうえで、居宅サービス計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載してください。



## 主な指摘事項 指定居宅介護支援の具体的取扱い方針

### <改善が必要な事項>

居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業所等の個別サービス計画の提出を受けていない。



居宅サービス計画と個別サービス計画の連動性を高め、居宅介護支援事業者とサービス提供事業者との意識の共有を図るため、個別サービス計画の提出を求めるようにしてください。

注意していた  
だきたい事項

## 介護報酬 【運営基準減算】①

再度確認して  
ください

### <改善すべき事項>

居宅介護支援の業務が適切に行われていない。

運営基準減算状態となった月（1月目）は所定単位数の 50/100 を算定し、2月目からは所定単位数は算定しない。具体的には



①指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者に対して、以下の項目について文書を交付して説明を行っていない場合に減算される。

（契約月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算）

- ア 利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること
- イ 利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができること
- ウ 前6月間に作成された居宅サービス計画の総数のうち、訪問介護・通所介護・福祉用具貸与及び地域密着型通所介護がそれぞれ位置づけられた居宅サービス計画の占める割合及び前6月間に居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合

※ウに係る運営基準は令和6年度からは努力義務となります。

注意していた  
だきたい事項

## 介護報酬 【運営基準減算】②

再度確認して  
ください

<改善すべき事項>

居宅介護支援の業務が適切に行われていない。

②居宅サービス計画の新規作成及び変更にあたっては次の場合に減算される。（当該月から当該状態が解消された月の前月まで減算）

- ア 介護支援専門員が、利用者の居宅を訪問し利用者及びその家族に面接していない場合
- イ 介護支援専門員が、サービス担当者会議の開催を行っていない場合（やむを得ない事情がある場合を除く）
- ウ 介護支援専門員が、居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付していない場合

注意していた  
だきたい事項

## 介護報酬【運営基準減算】③、④

再度確認して  
ください

### <改善すべき事項>

居宅介護支援の業務が適切に行われていない。

③次に掲げる場合において、介護支援専門員がサービス担当者会議を行っていない場合に減算される。（当該月から当該状態が解消された月の前月まで減算）

ア 居宅サービス計画を新規に作成した場合

イ 要介護認定を受けている利用者が要介護更新認定を受けた場合

ウ 要介護認定を受けている利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

④モニタリングについては、次の場合に、特段の事情がない限り減算される。

（当該月から当該状態が解消された月の前月まで減算）

ア 介護支援専門員が、1月に利用者の居宅を訪問し、利用者に面接していない場合

イ 介護支援専門員が、モニタリングの結果を記録していない状態が1月以上継続する場合

※アに係る運営基準は、令和6年度から変更になります。変更内容は厚生労働省のホームページ（<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001221591.pdf>）等を確認してください。 ※現時点版であり、今後、修正される場合があります

再度確認して  
ください

注意していた  
だきたい事項

## 介護報酬【特定事業所集中減算】

### <改善すべき事項>

必要事項を記載した文書を作成していない。

次に掲げる事項を記載した書類を作成し、事業所で2年間保存してください。

ア 判定期間における居宅サービス計画の総数

イ 訪問介護サービス等のそれぞれが位置付けられた居宅サービス計画数

ウ 訪問介護サービス等のそれぞれの紹介率最高法人が位置付けられた居宅サービス計画数並びに紹介率最高法人の名称、住所、事業所名及び代表者名

エ 当該サービスに係る紹介率最高法人の居宅サービス計画数

当該サービスを位置付けた計画数

# サービス提供に当たり事業所における **自己点検**が重要となります。 適正な介護報酬の算定に活用してください。

## 自己点検票ダウンロード

長崎市ホームページHOME> 事業者・産業振興> 高齢者・介護保険・障害福祉> 指導監査> 指導監査資料様式ダウンロード> 介護サービス事業者等に対する運営指導の事前提出資料様式(令和5年度)

<https://www.city.nagasaki.lg.jp/jigyo/380000/386000/p038622.html>

サービス名をクリックすると自己点検票がダウンロード出来ます。

## 介護サービス事業者等に対する運営指導の事前提出資料様式(令和5年度)

更新日: 2023年5月24日 ページID: 038622

ここに掲載した自己点検票は、介護保険法等の規定に基づき運営指導を行う際に、事前提出資料として提出をお願いしています。実施日時や当日準備資料などについては、実施日の概ね1か月前に通知を郵送しお知らせします。

令和5年度に運営指導が実施されない事業所については、指定基準などの適合状況の確認のため自己点検票として御活用ください。

### 居宅サービス(介護予防・総合事業を含む)

1. [訪問介護・介護予防訪問介護相当サービス・生活援助サービス\(エクセル形式 135キロバイト\)](#)
2. [訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護\(エクセル形式 94キロバイト\)](#)
3. [訪問看護・介護予防訪問看護\(エクセル形式 103キロバイト\)](#)
4. [訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション\(エクセル形式 83キロバイト\)](#)
5. [居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導\(エクセル形式 73キロバイト\)](#)
6. [通所介護・介護予防通所介護相当サービス・ミニデイサービス\(エクセル形式 471キロバイト\)](#)
7. [通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション\(エクセル形式 262キロバイト\)](#)
8. 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護
  - [\(従来型\) 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護\(エクセル形式 146キロバイト\)](#)
  - [\(ユニット型\) 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護\(エクセル形式 144キロバイト\)](#)
9. 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護
  - [\(従来型\) 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護\(基準編\)\(エクセル形式 77キロバイト\)](#)

# 【参考】令和5年度 事業種別実施状況

		対象事業所数 (R5.4.1現在)	実施事業所数		うち指摘あり		うち報酬返還あり	
			実施率	指摘をした事業所の割合	指摘のうち返還がある割合			
訪問系	訪問介護	152	16	11%	10	63%	0	—
	夜間対応型訪問介護	2	0	—	0	—	0	—
	訪問入浴介護	3	0	—	0	—	0	—
	訪問看護	70	5	7%	4	80%	1	25%
	訪問リハビリテーション	12	0	—	0	—	0	—
	福祉用具貸与・販売	43	4	9%	2	50%	0	—
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	10	0	—	0	—	0	—
	小計	292	25	9%	16	64%	1	6%
居宅支援	居宅介護支援	166	12	7%	7	58%	0	—
	介護予防支援	20	0	—	0	—	0	—
	小計	186	12	6%	7	58%	0	—
通所系	通所介護	89	7	8%	5	71%	0	—
	認知症対応型通所介護	20	2	10%	2	100%	0	—
	通所リハビリテーション	14	0	—	0	—	0	—
	地域密着型通所介護	99	12	12%	10	83%	0	—
	小規模多機能型居宅介護	34	0	—	0	—	0	—
	看護小規模多機能型居宅介護	7	1	14%	1	100%	1	100%
	ミニデイサービス	9	0	—	0	—	0	—
	小計	272	22	8%	18	82%	1	6%
入所・入居系	介護老人福祉施設	32	9	28%	5	56%	0	—
	介護老人保健施設	16	0	—	0	—	0	—
	介護療養型医療施設	3	0	—	0	—	0	—
	介護医療院	3	0	—	0	—	0	—
	短期入所生活介護	72	15	21%	10	67%	0	—
	短期入所療養介護	20	0	—	0	—	0	—
	特定施設入居者生活介護	17	6	35%	6	100%	0	—
	認知症対応型共同生活介護	78	1	1%	1	100%	1	1
	地域密着型介護老人福祉施設	18	7	39%	6	86%	0	—
	小計	259	38	15%	28	74%	1	4%
合計		1009	97	10%	69	71%	3	4%

※実施事業所数は、令和6年1月末までに運営指導を実施した事業所数。

※「うち指摘あり」の事業所数は、実施事業所数のうち結果が確定している事業所数。

### 3 運営上の留意事項について



# 令和6年4月1日から義務付けとなる事項

- (1) 業務継続計画の策定等(※1)
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための措置
- (3) 虐待の防止(※2)

※1 令和6年度から業務継続計画を未策定の場合、減算が導入されます（特定福祉用具販売は除く）。

ただし、訪問系のサービス、福祉用具貸与、居宅介護支援については、令和7年3月31日までの間、減算は適用されません。

※2 令和6年度から高齢者虐待防止措置（委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること）を実施していない場合、減算が導入されます（特定福祉用具販売は除く）。

ただし、福祉用具貸与については、3年間の経過措置期間が設けられています。

## 運営基準において実施等が必要な 各種委員会、計画・指針、研修及び訓練

	委員会	計画・指針	研修	訓練
業務継続計画(感染症)	—	計画	年1回以上 新規採用時	年1回以上
業務継続計画(災害)	—	計画	年1回以上 新規採用時	年1回以上
感染症の予防及びまん延 の防止のための措置	おおむね 6月に1回以上	指針	年1回以上 新規採用時	年1回以上
虐待の防止	定期的	指針	年1回以上 新規採用時	—

これらの取組みが令和6年度から義務付けとなります。